

第766回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和5年7月11日（火）11時30分～

2. 場所 横浜税関7階 大会議室（対面開催）

3. 議題等（説明者等）

(1) 横浜税関業務部幹部挨拶

〈出席者〉

・業務部	高橋 部長
・業務部	高澤 次長
・業務部	内山 次長
・業務部管理課	酒井 管理課長
・業務部収納課	中澤 収納課長
・業務部統括審査官（通関総括第1部門）	浦本 統括審査官
・業務部統括審査官（通関総括第2部門）	山ノ井 統括審査官
・業務部統括審査官（通関総括第3部門）	下山田 統括審査官
・業務部統括審査官（通関総括第4部門）	曾根 統括審査官
・業務部統括審査官（輸出総括部門）	渡邊 統括審査官
・業務部特別審査官	中澤 特別審査官
・業務部特別分析官	勅使川原 特別分析官
・業務部通関業監督官	矢野 首席通関業監督官
・業務部通関業監督官	上野 通関業監督官
・業務部関税監査官	梶原 首席関税鑑査官
・業務部原産地調査官	江端 原産地調査官
・業務部認定事業者管理官（第1部門）	裏辻 認定事業者管理官
・業務部知的財産調査官	西潟 知的財産調査官
・業務部関税評価官	山上 首席関税評価官
・監視部統括監視官（検査総括第1部門）	久保田 統括監視官

- (2) 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて
(業務部 通関総括第1部門 浦本 統括審査官)
- (3) 不正輸出に関する情報提供のお願い
(業務部 輸出総括部門 渡邊 統括審査官)
- (4) 第57回通関士試験の概要について
(業務部 矢野 首席通関業監督官)
- (5) 通関業法基本通達改正について
(業務部 矢野 首席通関業監督官)
- (6) 通関業法第38条に基づく検査において多く見られた不備について
(業務部 矢野 首席通関業監督官)
- (7) 原産地証明書のデータ交換について
(業務部 江端 原産地調査官)
- (8) 横浜税関コンテナ検査センター再稼働に伴う対外周知について
(監視部 検査総括第1部門 久保田 統括監視官)

4. 事務局からの連絡事項等

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をぼ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、引き続き円滑な輸入を確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、制度の見直しを行いました。

【FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】

ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

改正の内容①（令和5年10月1日施行）

- 輸入申告時に記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加
- 上記「輸入者の住所及び氏名」の追加に伴い、輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）の意義を明確化 ⇒裏面参照
- 税関事務管理人の届出項目への「届出者と税関事務管理人との関係」等の追加及び税関事務管理人届出の際の税関事務管理人との委任契約関係書類の提出
- 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする規定を整備

改正の内容②（令和7年10月12日施行）

輸入申告項目に以下の項目を追加

- 通販貨物に該当するか否か
- 通販貨物に該当する場合、プラットフォームの名称・呼称等
- 輸入許可後の貨物の運送先の所在地・名称

※ NACCSによるシステム申告の詳細については、今後お知らせします。

【関係法令：輸入申告項目（施行後）】

- 関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6

【関係法令：税関事務管理人（施行後）】

- 関税法第95条、関税法施行令第84条、第84条の2、関税法施行規則第11条の2、第11条の3



「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」

税関HP：<https://www.customs.go.jp>



〔 輸入申告者の意義の明確化 〕

輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）は、輸入貨物に係る情報を把握して、責任をもって適正な輸入申告を行う必要があることから、関税法基本通達の規定により輸入申告者の意義を明確化しましたので、輸入申告時にはご留意ください。

通達改正の内容（令和5年10月1日施行）

- 輸入取引により輸入される貨物については、関税法基本通達6-1(1)に規定する「貨物を輸入する者」と同様とする。
- 上記以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。

【輸入の目的たる行為を行う者の例示】

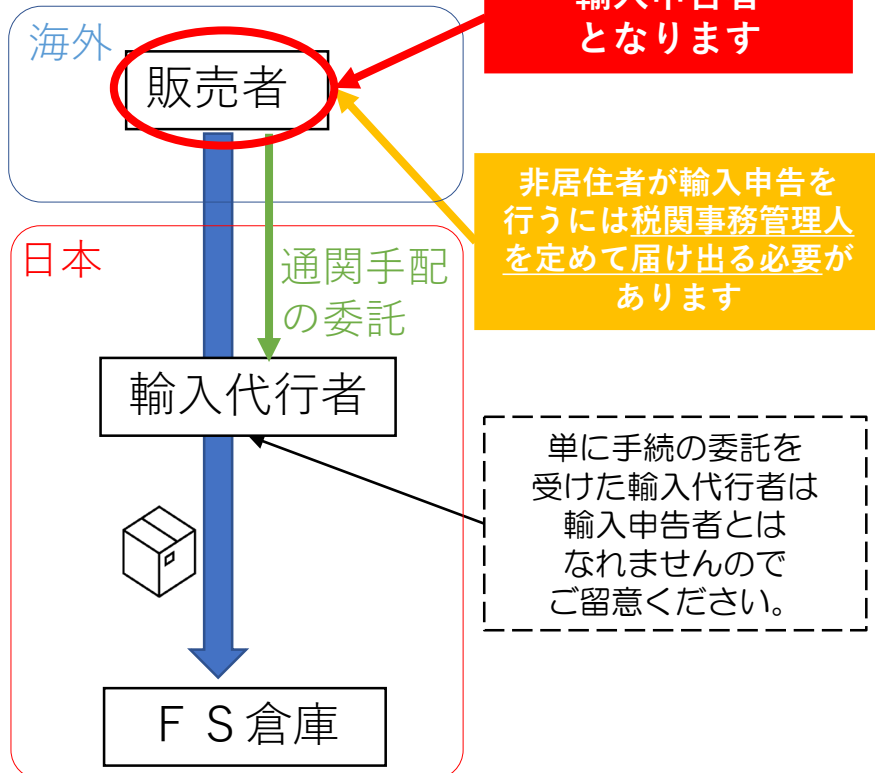
- 賃貸借契約に基づき輸入される貨物は、当該貨物を賃借して使用する者
- 委託販売のために輸入される貨物は、当該貨物の販売の委託を受けて販売する者
- 加工・修繕のために輸入される貨物は、当該貨物を加工・修繕する者
- 滅却するために輸入される貨物は、当該貨物を滅却する者

【輸入申告者が変更になる例】

改正前（令和5年9月30日以前）



改正後（令和5年10月1日以後）



これらの制度改正に係る情報及びお問い合わせ先は、税関HPへ掲載（右記QRコード）しておりますのでご参照ください。





令和 5 年 7 月 7 日
財務省関税局・税関

輸入申告者の意義の明確化に関する事例集

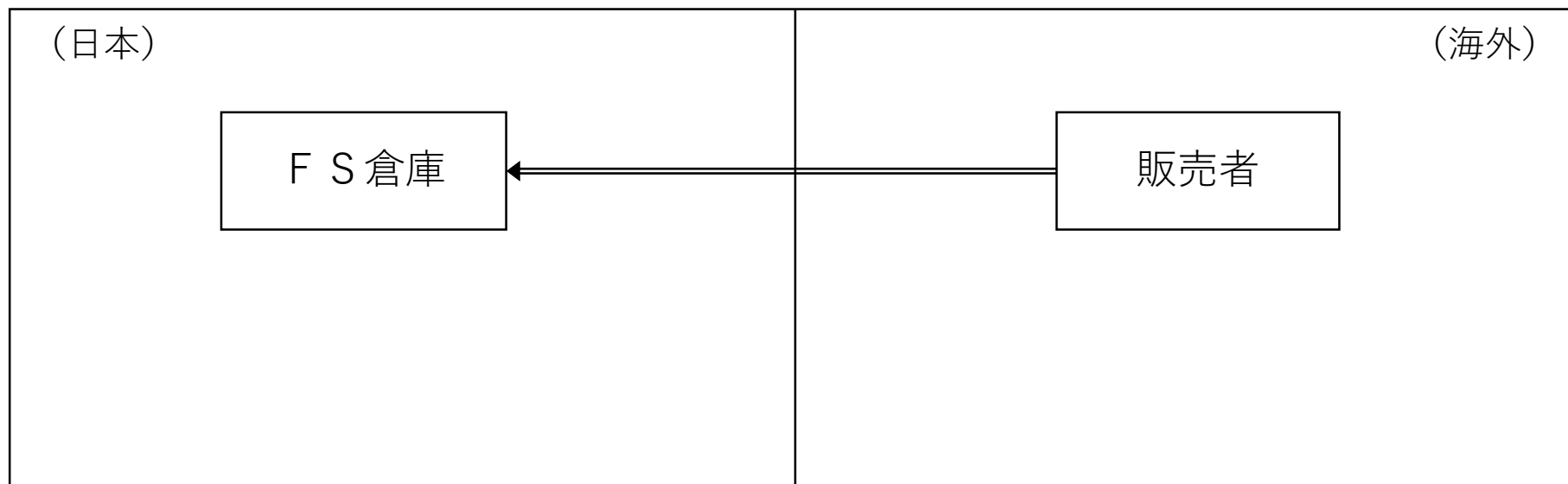
【留意事項等】

- ・ 本事例集は、輸入申告の際の参考として、主な事例における輸入申告者の意義を示したものです。
- ・ 法令・通達の規定に照らして、貨物の取引実態に応じてご検討いただく必要があります。
- ・ 参考となる事例については、随時追加し、更新する予定です。



事例（F S利用貨物の輸入の場合①）

非居住者である販売者が販売する貨物を、E Cプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

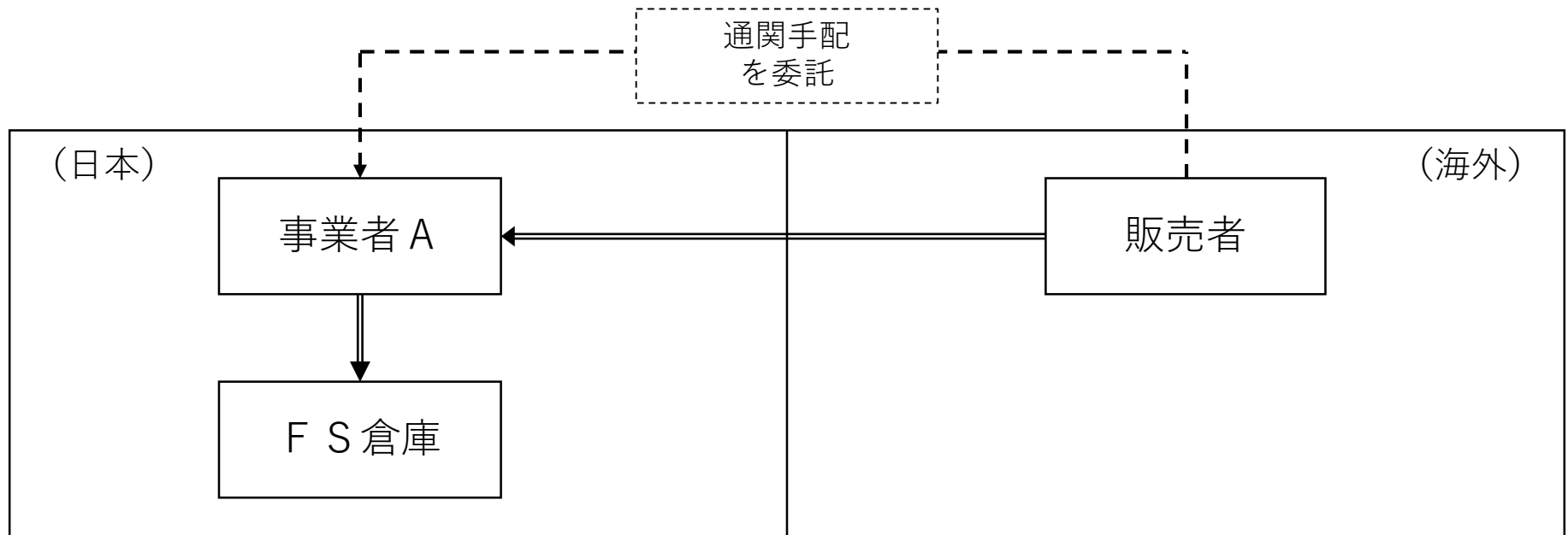


国内引取り後にE Cプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（F S利用貨物の輸入の場合②）

非居住者である販売者が販売する貨物を、E Cプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

販売者（非居住者）は、日本国内での通関手配を事業者A（国内所在）に委託しているが、F Sを利用した国内における当該貨物の販売の主体はあくまでも販売者（非居住者）である。

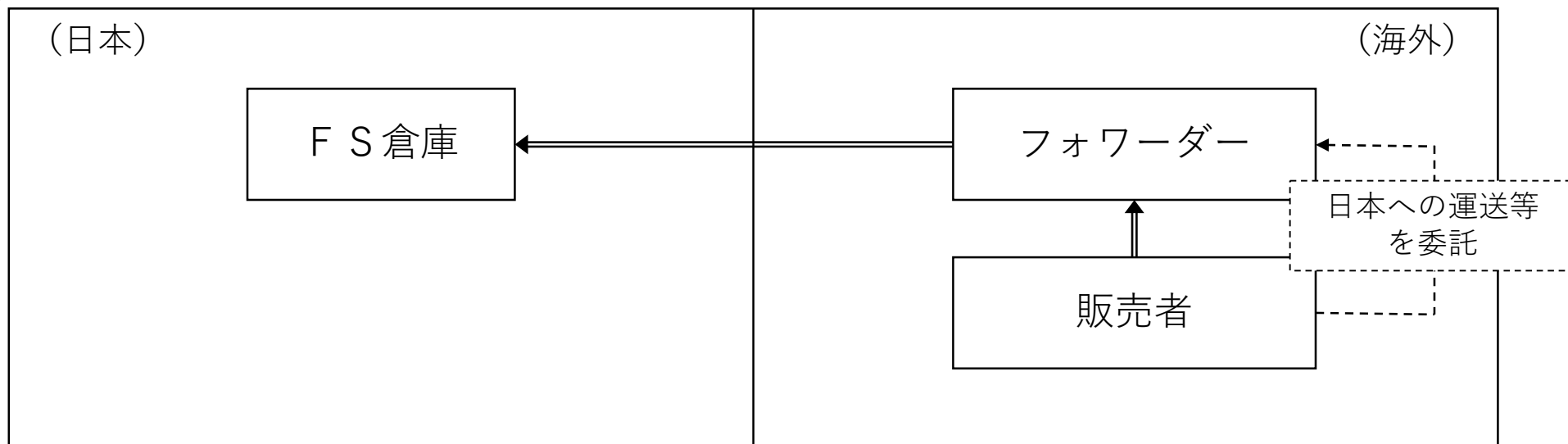


国内引取り後にE Cプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（F S利用貨物の輸入の場合③）

非居住者である販売者が販売する貨物を、ECプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

販売者（非居住者）は、海外の販売者の貨物の日本への運送等を海外のフォワーダーに委託しているが、F Sを利用した国内における当該貨物の販売の主体はあくまでも販売者（非居住者）である。

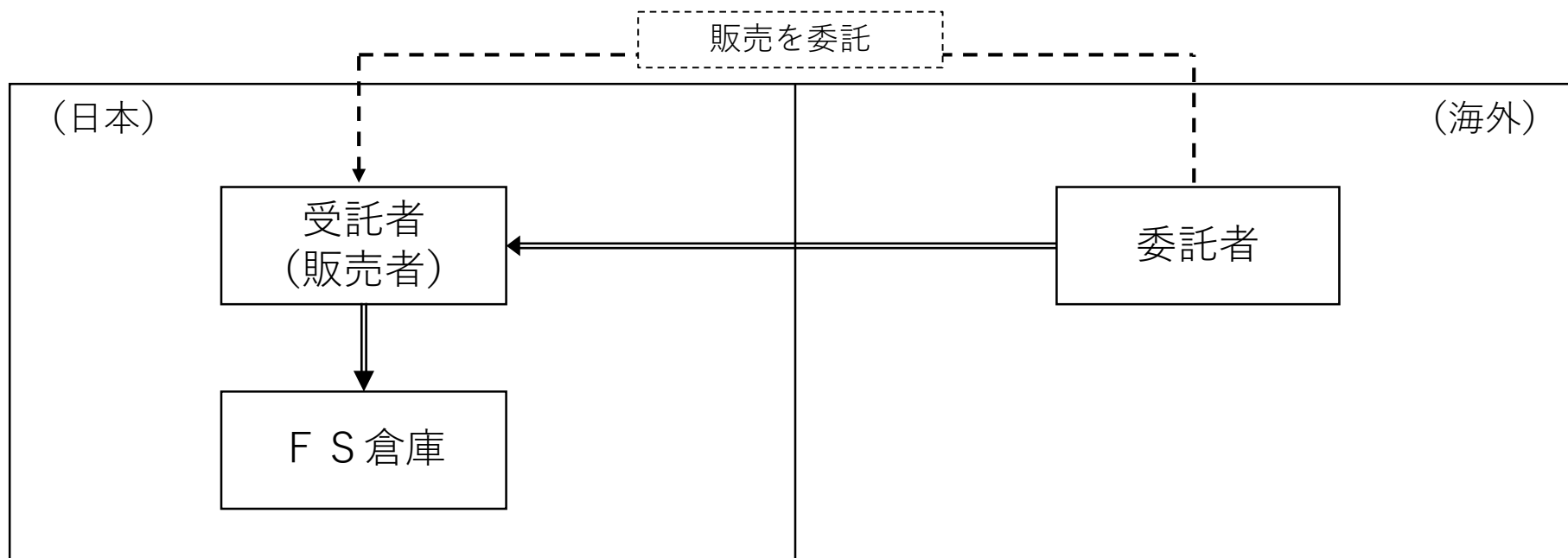


国内引取り後にECプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（委託販売貨物の輸入の場合）

委託者（非居住者）から国内販売の委託を受けた受託者により国内で販売することを予定している貨物（委託販売貨物）を、輸入する。

輸入された貨物は、F S倉庫に入れられ、受託者の名前でE Cプラットフォームで販売される。F Sを利用した国内における当該貨物の販売の主体は受託者である。



以下のいずれかによる必要がある。

- ① 委託販売貨物の処分の権限を有している委託者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う。
- ② 自らの名義により国内販売を行う受託者（すなわち、E Cプラットフォームにおける出品者）が、輸入の目的たる行為（委託を受けての販売）を行う者として輸入申告者となり、輸入申告を行う。

税関事務管理人届出書
(消費税等納税管理人届出書兼用)
Notification on the appointment of the Customs Procedure Agent
(And Notification on the appointment of the Tax Agent for Consumption Tax, etc.)

令和 年 月 日
Date: _____

税関長殿
To Director of Customs: _____

届出者
Notifier:
住所又は居所
Address: _____
電話番号
Telephone Number: _____
氏名又は名称
Name: _____
職業又は事業内容
Occupation or
Type of Business: _____

オレンジ色の欄の項目が
届出事項として追加されます。
(令和5年10月1日施行)

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納税管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の処理を行う場合に限る。))を定めたので、
関税法第95条第2項
国税通則法第117条第2項
の規定により、届け出ます。

In accordance with the provisions of para.2 of Article 95 of the Customs Law and para.2 of Article 117 of the Act on General Rules for National Taxes, I hereby notify the appointment of the Customs Procedure Agent (and the Tax Agent for Consumption Tax, etc. (This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax, etc. imposed on cargo received from bonded areas.)) as follows.

税関事務 管理人	住所又は居所 Address	(フリガナ) (〒 -) (電話番号 Telephone Number: - -)
	氏名又は名称 Name	(フリガナ)
Customs Procedure Agent	届出者との続柄(関係) Relation to the Notifier	
	届出者と委任契約等がある場合は、その内容 (If any) Contents of the Contract of Mandate with the Notifier	委任契約等がある場合は、 その内容を明らかにする書類を添付してください。
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business	
	輸出入者符号 Importer/Exporter's code	
税関事務管理人を定めた理由 Reason for appointing the Customs Procedure Agent		
税関事務管理人に処理させる税関関係手続等 Customs procedures, etc. mandated to the Customs Procedure Agent		
参考事項 Reference		

※税関記入欄 For Customs Use Only	※受理番号 Notification Receipt Number	※受理年月日 Date of Receipt
.....		
.....		
.....		

- (注) 1. 住所又は居所の欄には、税関事務管理人が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
2. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
3. この届出書は2通提出してください。
4. ※欄は、記載しないでください。
- Note: 1. Please fill in address of the headquarters or principal office in the column of Address, in case the Customs Procedure Agent is a corporation.
2. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of Importer/Exporter's code.
3. This Notification shall be submitted in duplicate.
4. Please leave blank the columns marked ※.



不正輸出の可能性に気づいたら・・・
情報提供をお願いします

例えば・・・

- こんな精密機械を何に使うのだろうか？
- 同時期に複数の輸出者が同一製品を輸出？
- 貨物の内容と仕向先が不釣り合いじゃないかな？
- データ保存されている記録媒体が輸出？

軍事転用のおそれのある製品や技術の不正輸出かも ⚠



あなたの気づきが**日本の国益**や
世界の平和を守るかもしれません

税関では、安全・安心な社会の実現に向けて
経済安全保障の確保に取り組んでいます

税関HP: <https://www.customs.go.jp>
密輸ダイヤル(24時間): ☎0120-461-961



第57回通関士試験（令和5年10月1日（日）実施）について

（横浜税関）

神奈川県又は宮城県において通関士試験の受験を希望される方は、次の要領により受験願書の入手及び願書の提出をお願い致します。

I. 試験場

試験実施地	試験場・(所在地)	交通機関
神奈川県	明治学院大学 横浜キャンパス 6号館 (横浜市戸塚区上倉田町 1518)	○ JR・市営地下鉄 戸塚駅 東口バスターミナル8番乗り場から江ノ電バス「明治学院大学南門」行き乗車 「明治学院大学南門（終点）」で下車（乗車約10分）
宮城県	仙台医療福祉専門学校 中央校舎本館 (仙台市青葉区中央 4-7-20)	○ JR・地下鉄 仙台駅 から徒歩8分

(注) 神奈川県、宮城県以外の試験実施地については、各試験地の担当税関ホームページ等にてご確認ください。

II. 受験案内及び出願書類の入手方法

(1) 配布期間及び時間

期間：令和5年6月30日（金）～令和5年8月7日（月）

時間：午前10時～午後5時

※土日及び祝日は、横浜税関本関庁舎内の資料展示室のみ、午前10時～午後4時まで配布を行っています。数に限りがございますので、複数部必要な方は事前にご連絡ください。

願書の受付期間は下記Ⅲの通りですので、留意願います。

(2) 入手方法

① 直接税関官署で受け取る場合

・願書配布場所 横浜税関の本関及び各官署

② 郵送で請求し、受け取る場合

<p>・請求先 〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関 業務部 通関業監督官</p>
--

・請求用封筒には差出人を明記し、**通関士試験願書請求**と朱書して下さい。

・**140円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。**

・返信用封筒は角形2号封筒（A4サイズが入る大きさのもの）にして下さい。また、必ず宛先（請求者の住所・氏名）を明記して下さい。

・郵送料金の不足が無いようにしてください。

・普通郵便の場合、到着までお時間がかかります。普通郵便で願書を請求する場合は、受験願書の受付期間に間に合うように、できる限り早めに行ってください。

III. 願書の受付について

(1) 受付期間及び時間

期間：令和5年7月24日（月）～令和5年8月7日（月）（土日及び祝日は除く）

時間：午前10時～午後5時

(2) 受付場所

場所：横浜税関 本関 1階ロビー

所在地：神奈川県横浜市中区海岸通1-1

交通機関：みなとみらい線「日本大通り駅」から赤レンガ倉庫方面に向かって徒歩5分

(3) 出願書類（全科目を受験する方は、①及び②のみの提出となります。）

- ① 受験願書(3,000円分の収入印紙(現金、郵便切手、収入証紙等は不可)を過不足なく貼付)
- ② 受験票(縦40mm×横30mmの顔写真を貼付(カラー、白黒を問わない。裏面に氏名を記載。))
- ③ 試験科目の一部免除通知書の写し※1
- ④ 「通関士試験科目の一部免除申請書」及び「証明書」※2
- ⑤ 返信用封筒(角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの)※3

※1 既に一部免除通知書の交付を受けている方であって、今回、当該免除を受けて受験する方のみ提出して下さい。

※2 今回初めて試験科目の一部免除を受けようとする方、既に交付を受けた一部免除通知書を紛失した為に改めて一部免除通知書の交付を受けようとする方、既に1科目の一部免除通知書の交付を受けていて今回2科目の一部免除を受けようとする方のいずれかの方のみ提出して下さい。

「通関士試験科目の一部免除申請書(税関様式B第1210号)」及び「証明書(税関様式B第1215号)」は、下記ホームページからダウンロードできます。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



※3 ④を提出された方へ「試験科目の一部免除通知書」等を発送するための封筒です。返信用封筒には宛先を記入して「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とし、所要の切手(書留は575円、簡易書留は460円、特定記録は300円)を貼付して下さい。なお、「試験科目の一部免除通知書」等の発送は8月下旬から9月上旬となります。

(4) 郵送で出願する場合

・提出先 〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関 業務部 通関業監督官

- ・受験願書受付期間開始日以降に届くよう発送して下さい。令和5年8月7日(月)までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく8月3日までに発送するようにしてください。
- ・「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に通関士試験と朱書して下さい。
- ・出願書類は、上記(3)と同じです。
- ・上記(3)②の受験票の「郵便はがき」面に、宛先を明記し **63 円**切手を貼付して下さい。
- ・上記(3)④の「通関士試験科目の一部免除申請書」及び「証明書」を提出される方は、上記(3)⑤「返信用封筒」を同封して下さい。この場合には、受験票に **63 円**切手を貼る必要はありません。

(5) 宅配便等で出願する場合

- ・令和5年8月7日(月)の午後5時までに横浜税関に到着したものが有効となります。
- ・その他は、上記(4)と同様です。

IV. 試験に関するお問い合わせ先

横浜税関 業務部 通関業監督官 (電話番号 : 045-212-6051)

(郵送等で出願し、令和5年8月29日(火)までに受験票 (上記Ⅲ(3)④を提出した方は「試験科目の一部免除通知書」又は「試験科目の一部免除申請却下通知書」も含む) が届かない場合は、必ず連絡願います。)

通関士試験における受験の際の補足事項

1 持ち込み可能な携帯用電子計算機（電卓）の機能について

受験案内Ⅲ 1 (3)にある「イ 計算機能のみを有するもの（例えば、紙に記録する機能、音を発する機能（消音機能を有するものを除く。）、電子手帳機能を有するもの、関数電卓等は不可。）」とは具体的に以下のとおりです。

●使用が認められる例

機能	キーの例
計算キー	$\boxed{+}$ $\boxed{-}$ $\boxed{\times}$ $\boxed{\div}$ \boxed{GT}
税計算キー	$\boxed{\text{税込}}$ $\boxed{\text{税抜}}$
数値メモリーキー	\boxed{MC} \boxed{MR} \boxed{CM} \boxed{RM} $\boxed{M+}$ $\boxed{M-}$
クリアキー	\boxed{AC} \boxed{C}
その他キー	ラウンドセクター 小数点セクター 日数・時間計算機能 レート換算機能 アンサーチェック機能

●使用が認められない例

- ・プログラム入力・記憶機能を有しているもの

(例) \boxed{RUN} \boxed{EXE} \boxed{PRO} \boxed{PROG} \boxed{COMP} \boxed{ENTER} $\boxed{P1}$ $\boxed{P2}$ $\boxed{P3}$ $\boxed{P4}$ $\boxed{PF1}$ $\boxed{PF2}$ $\boxed{PF3}$ $\boxed{PF4}$

- ・漢字・カナ・英字入力機能

(例) $\boxed{\text{あ}}$ $\boxed{\text{ア}}$ $\boxed{\text{A}}$

- ・関数電卓

(例) $\boxed{\sin}$ $\boxed{\cos}$ $\boxed{\tan}$

2 その他注意事項

空調設備や換気等により着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、各自調整できるよう服装には十分に注意してください。

提出書類チェック表

受験願書等を提出される前に今一度内容等を確認してください。

チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>◎氏名欄は正しく記載していますか。 氏名は官報による合格者の公告及び合格証書に使用します。 楷書で、戸籍と同一文字を大きく丁寧に書いてください。 (例 齊⇔齋、辺⇔邊、藤⇔藤 等) 氏名に外字のある方は特にご注意ください。 外国籍の方はパスポートと同じ氏名をご記入ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎本籍地欄は正しく記載していますか。 本籍地とは戸籍に記載のある戸籍の所在地のことです。 現住所と本籍地が異なる場合はご注意ください。 外国籍の場合は国籍を記入してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎生年月日欄は正しく記載していますか。 生年月日は合格証書に使用します。間違いのないよう記入してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎現住所欄は正しく記載していますか。 大きく丁寧に書いてください。 アパート・マンション名及び部屋番号まで正確に記入してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎連絡先欄は正しく記載していますか。 書類に不備等がある場合に連絡をします。 日中に連絡の取れる連絡先を記入してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎収入印紙（現金、郵便切手、都道府県発行の収入証紙等は不可）を過不足なく貼っていますか。 収入印紙のない受験願書及び金額に不足のある受験願書は受け付けることができません。 (受験手数料は、通関士試験を受けなかった場合においても、還付しません。(通関業法第26条第2項))</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎受験票に写真を正しく貼付していますか。 写真の裏面に氏名を記載してください。 のり付けする場合は、写真が剥がれないように写真の裏面全体をのり付けしてください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎受験票に63円の切手を貼付していますか。 「出願書類の提出」と「試験科目の一部免除申請」を同時に行う場合、受験票への切手の貼付は不要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎申込書類は揃っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受験願書 ◆受験票 <p>《既に「通関士試験科目の一部免除通知書」を持っている方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆通関士試験科目の一部免除通知書の写し <p>《初めて試験科目の一部免除を受けようとする方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式B第1210号） ◆証明書（税関様式B第1215号） ◆ご自分の宛先を記載した返信用封筒 (A4サイズが折り曲げずに入る大きさのもので、「書留(575円)」「簡易書留(460円)」「特定記録(300円)」のいずれかの金額の切手を貼付したもの) 	<input type="checkbox"/>
<p>◎郵送の場合は、「書留」「簡易書留」「特定記録」「レターパック」等の追跡が可能な方法でご発送ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎郵送の場合、必要な切手料金を貼っていますか。 切手料金に不足がある場合は、出願書類を受け付けることができません。</p>	<input type="checkbox"/>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>3-3 <u>（削除）</u></p>	<p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p><u>（地域限定の条件に係る経過措置）</u></p> <p>3-3 <u>関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）附則第4条第4項の規定の適用を受けている通関業務を行う営業所について、同項の規定の適用を受けないこととなった場合は、後記3-7（条件の変更）に準じて取り扱うこととなるので留意する。</u></p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 通関業	第 2 章 通関業
第 1 節 許可	第 1 節 許可
(許可の公告等)	(許可の公告等)
3-9 法第 3 条第 4 項に規定する通関業の許可をした旨の公告及び許可証の交付については、次による。	3-9 法第 3 条第 4 項 <u>《通関業の許可》</u> に規定する通関業の許可をした旨の公告及び許可証の交付については、次による。
(1) 公告は、許可の年月日、通関業者の住所、氏名又は名称及び許可に付した条件を <u>税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に<u>掲示するものとする。</u></u>	(1) 公告は、許可の年月日、通関業者の住所、氏名又は名称及び許可に付した条件を税関官署の適宜の見やすい場所に <u>掲示して行う。</u>
(2) 通関業の許可をしたときは、「通関業許可証」(B-1020)を申請者に交付するものとする。	(2) 通関業の許可をしたときは、「通関業許可証」(B-1020)を申請者に交付するものとする。
(3) 法第 5 条に規定する許可基準を充足していないこと又は法第 6 条に規定する欠格事由に該当していることが判明した場合は、「通関業・営業所新設不許可通知書」(B-1021)により申請者に対し、通関業の許可をしない旨の通知を行うものとする。	(3) 法第 5 条 <u>《許可の基準》</u> に規定する許可基準を充足していないこと又は法第 6 条 <u>《欠格事由》</u> に規定する欠格事由に該当していることが判明した場合は、「通関業・営業所新設不許可通知書」(B-1021)により申請者に対し、通関業の許可をしない旨の通知を行うものとする。
(許可の消滅の公告)	(許可の消滅の公告)
10-2 法第 10 条第 2 項に規定する公告は、通関業者の住所、氏名又は名称及び消滅した日を <u>税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に<u>掲示するものとする。</u></u> なお、同項の許可の消滅には、同条第 1 項に掲げる場合のほか、法第 11 条又は第 34 条の規定により通関業の許可が取り消された場合及び許可の条件として付された期限が経過した場合も含まれるので、これらの場合にはすべて上記により（法第 34 条の規定に基づくものである場合には、同条第 2 項に基づく旨を併記して）公告を行う。	10-2 法第 10 条第 2 項 <u>《許可の消滅》</u> に規定する公告は、 <u>税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関業者の住所、氏名又は名称及び消滅した日を掲示して行う。</u> なお、同項の許可の消滅には、同条第 1 項に掲げる場合のほか、法第 11 条 <u>《許可の取消し》</u> 又は第 34 条 <u>《通関業者に対する監督処分》</u> の規定により通関業の許可が取り消された場合及び許可の条件として付された期限が経過した場合も含まれるので、これらの場合にはすべて上記により（法第 34 条の規定に基づくものである場合には、同条第 2 項に基づく旨を併記して）公告を行う。
(許可の承継に係る公告)	(許可の承継に係る公告)
11 の 2-5 法第 11 条の 2 第 7 項の規定による通関業の許可の承継の公告は、次の内容を <u>税関のホームページに掲載する方法により行う。併せ</u>	11 の 2-5 法第 11 条の 2 第 7 項 <u>《許可の承継》</u> の規定による通関業の許可の承継の公告は、次の内容 <u>につき行うものとする。</u>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所 (2) 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所 (3) 承継を受ける通関業の許可に係る営業所 (4) 承継される年月日 (5) 承継後の許可に付す条件</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 業務</p> <p>（料金の掲示）</p> <p>18-1 法第 18 条の規定により掲示する料金の額は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、依頼者にとって分かりやすいものでなければならない。また、<u>当該料金の額については、支払額に係る予見可能性を確保するために、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に割増・割引が生じる場合等についてはその適用がある旨を、当該料金の額に含まれない実費を別途請求する場合についてはその旨を記載したものでなければならない。</u></p> <p><u>（料金の掲示の方法）</u></p> <p>18-2 前記 18-1 の料金の額の掲示に係る様式及び掲示場所については、<u>社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、通関業者が当該料金の額の掲示について、インターネット上で閲覧を可能とする方法により行う場合（営業所において料金の額を表示する方法により行わない場合に限る。）には、当該通関業者に対し、当該料金の額を掲載したホームページのアドレス（二次元コードを含む。）を営業所において依頼者に見やすいように掲示することを求めるものとする。</u></p>	<p>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所 (2) 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所 (3) 承継を受ける通関業の許可に係る営業所 (4) 承継される年月日 (5) 承継後の許可に付す条件</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 業務</p> <p>（料金の掲示）</p> <p>18-1 法第 18 条<u>《料金の掲示》</u>の規定により掲示する料金表は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、依頼者にとって分かりやすいものでなければならない。また、支払額に係る予見可能性を確保するために、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に割増・割引が生じる場合等についてはその適用がある旨を、<u>料金の額に含まれない実費を別途請求する場合についてはその旨を料金表に記載しなければならない。</u></p> <p><u>なお、掲示する料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えない。</u></p> <p>18-2 <u>（削除）</u></p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 章 通関業者の責任</p> <p>（通関業者に対する監督処分 of 公告）</p> <p>34-5 法第 34 条第 2 項に規定する公告は、通関業者の住所、氏名（名称）、処分の内容及び処分をした日を<u>税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示するものとする。</u></p> <p>（通関士に対する懲戒処分 of 公告）</p> <p>35-4 法第 35 条第 2 項に規定する公告は、通関士の氏名、所属する通関業者の氏名（名称）、処分の内容及び処分を行った日を<u>税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 通関業者の責任</p> <p>（通関業者に対する監督処分 of 公告）</p> <p>34-5 法第 34 条第 2 項<u>《通関業者に対する監督処分》</u>に規定する公告は、<u>税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関業者の住所、氏名（名称）、処分の内容及び処分をした日を掲示して行う。</u></p> <p>（通関士に対する懲戒処分 of 公告）</p> <p>35-4 法第 35 条第 2 項<u>《通関士に対する懲戒処分》</u>に規定する公告は、<u>税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関士の氏名、所属する通関業者の氏名（名称）、処分の内容及び処分を行った日を掲示して行う。</u></p>

通関業法第 38 条に基づく検査において

多く見られる不備①

★役員変更、通関士及び従業者等の

異動に関する届出漏れ

通関業法第十二条（変更等の届出）

通関業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者（第三号の場合にあつては、政令で定める者）は、**遅滞なく**その旨を財務大臣に**届け出なければならない**。

- 一 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。
（第二号、三号省略）

役員氏名等

通関業法第二十二条（記帳、届出、報告等）

（第1項、第3項省略）

- 2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人である場合には、**通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者**）の**氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない**。

社内連絡体制を整備し、変更・異動の事実が発生したら
忘れずに届出をお願いします！！

連絡体制の例

人事・
総務担当

通関営業所
責任者

税関への
届出担当

税関



【問い合わせ先】 横浜税関業務部首席通関業監督官

電話：045-212-6051

通関業法第 38 条第に基づく検査において

多く見られる不備②

★依頼を受けたこと証する書類

が適正に取得・保存されていない。

通関業法 第二十二條（記帳、届出、報告等）

通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（第七条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。（第2項、第3項省略）

通関業法施行令 第八条（記帳及び書類の保存）

2 法第二十二條第一項に規定する通関業務に関する書類は、次に掲げる書類とする。（第一号、第三号省略）

二 通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類

●フォワーダーを介して依頼を受ける場合、輸出入者との委任関係が分かる書類を取得、保管してください。



【問い合わせ先】 横浜税関業務部首席通関業監督官
電話：045-212-6051

通関業法第 38 条に基づく検査において

多く見られる不備③

★通関業務取扱明細簿の記載項目が

充足されていない

通関業法施行令 第八条（記帳及び書類の保存）

法第二十二条第一項に規定する帳簿には、通関業者の通関業務を行う営業所ごとに、その営業所において取り扱った通関業務（法第七条に規定する関連業務を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の種類に応じ、その取り扱った件数及び受ける料金を記載するとともに、その一件ごとに、依頼者の氏名又は名称、貨物の品名及び数量、通関業務に係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の税関官署又は財務大臣への提出年月日、その受理番号、通関業務につき受ける料金の額その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

（第2項～第4項省略）

★通関業務取扱台帳・明細簿への

計上漏れ、誤計上

例：○他法令申請、その他の申請・届出の計上漏れ
○明細簿から台帳への収受額転記ミス



【問い合わせ先】 横浜税関業務部首席通関業監督官

電話：045-212-6051



現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [原産地証明手続](#) > 原産地証明書のデータ交換について

[tweet](#)

原産地証明書のデータ交換について

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の本格運用の開始について(令和5年6月20日)

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換のパイロット運用において、インドネシア発給機関で発給されたe-COをNACCSで正しく受信できること及びNACCSで受信したe-COを輸入申告等で適切に利用できることが確認でき、今後も安定的な運用が見込まれることから、予定どおり令和5年6月26日(月)から本格運用に移行します。

同日以降、輸入申告の際にはe-COのみを提出していただき、e-CO控への提出は不要となります。

また、インドネシア発給機関では引き続きe-COのほか紙の原産地証明書の発給も行っており、日本での輸入申告でも利用可能です。

その他、e-COのご利用にあたっては、以下の資料をご確認ください。

[日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるe-COの利用方法\(令和5年6月\)](#)

- [e-COご利用のポイント\(令和5年6月\)](#)
- [NACCSの原産地証明書情報内容照会\(IOV\)業務によるe-COのイメージ](#)
- [e-COよくあるお問い合わせ](#)

※原産地証明書データ交換に伴うNACCSの業務仕様及びFAQについてはNACCS掲示板をご参照ください。

[輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料 | NACCS掲示板 \(naccscenter.com\)](#)

※日本からの輸出に関するe-COの利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。

(経済産業省ニュースリリース)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>

(日本商工会議所HP)

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

【重要なお知らせ】パイロット運用における取扱いの一部変更について(令和5年5月29日)

今般、インドネシア発給機関より、同機関の発給システムに技術上の問題が生じたため、一時的にe-COの発給を停止し、令和5年5月22日からe-COの発給を再開した旨の連絡がありました。

e-COの発給が停止されている間、日本での輸入申告におけるe-COの利用状況を確認できなかったことから、輸入申告の際にe-COに併せて提出をお願いしているe-COの控への提出を求める期間を下記のとおり変更することとしましたので、お知らせいたします。

輸入申告の際にe-COの提出に併せてe-CO控への提出を求める期間

【変更前】令和5年5月1日から令和5年5月31日まで

【変更後】令和5年5月1日から令和5年6月25日まで

本パイロット運用において安定的な運用が見込めることが確認できた場合は、本格運用に移行し、輸入申告の際にe-COの提出のみを求める予定です。本格運用への移行については、決まり次第、本HPでお知らせいたします。

[日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領\(令和5年5月改訂\)](#)

なお、現在、インドネシア発給機関においては、e-COのほか、紙の原産地証明書の発給にも対応しております。

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換のパイロット運用の

関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)

[採用情報](#)

[関税局・税関の動き](#)

施設等機関

[関税中央分析所](#)

[税関研修所](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

[税関関係用語集](#)

令和5年6月28日
横 浜 税 関

関係者各位

「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の稼働再開について

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
さて、「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の大型X線検査装置については、更新作業により稼働を停止しておりましたが、以下の日程で検査を再開いたします。

検査再開日：令和5年7月25日（火）から**※横浜税関コンテナ検査センター（本牧）での大型X線検査の予約は、令和5年7月19日（水）から受付します**

「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」稼働再開後の検査に係る取扱いは、以下のとおり従前の扱いになります。

【大型X線検査】

- 横浜港における大型X線検査は、貨物の性質、蔵置場所等を考慮の上、「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」若しくは「大黒埠頭コンテナ検査センター」のいずれかで検査を行います。

【大型X線検査後の開披検査】

- 大型X線検査後の開披検査は、大型X線検査を実施した貨物検査場で行います。（通関部門の貨物確認を併せて行う場合も含まれます。）
- ただし、大型X線検査後に、検査部門による開披検査を行わず、通関部門による貨物確認のみを行う場合は、下表の場所で貨物確認を行います。

申告官署（注）	貨物確認の実施場所（従来通り通関部門より連絡します）
本関	山下分庁舎の検査場
本牧埠頭出張所	本牧埠頭出張所の検査場又は横浜税関コンテナ検査センター（本牧）貨物検査場
大黒埠頭出張所	大黒埠頭出張所の検査場

注：自由化申告の場合は、蔵置官署とします。

なお、限られた人員の中での稼働再開となることから、ご不便をおかけすることもあります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

（問い合わせ先）
横浜税関監視部検査総括第1部門
電話番号：045-625-5014